



JP-MIRAI

責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム

新しい育成就労制度～外国人労働者が負担する訪日前手数料の額を育成就労計画書の中で申告することが義務化されました

育成就労制度においては、外国人労働者が訪日前に、送出機関に支払う手数料の把握と申請書への記載が必須となりますが、JP-MIRAIが運用する「公正で倫理的なリクルートイニシアティブ(Fair and Ethical Recruitment Initiative (FERI))」が、実態把握・確認のために有効な手段と考え、FERIの活用やリスク回避法についてご紹介します。事実と異なる記載をしてしまった場合には、虚偽申告となり育成就労計画が取り消されるといった最悪の事態を防ぐためにも、FERIの活用及びリスク対策についてご検討をお願いします。

2025年10月 一般社団法人JP-MIRAI事務局

公布された育成就労法施行規則について

9月30日に育成就労法施行規則が官報にて公布されました。技能実習を、育成就労へと変更する要因となった「転職の困難さ」と「訪日前手数料の労働者負担」については、この新しい制度で各々改善が図られています。

この内、訪日前手数料については、労働者の負担額の上限が給与2か月分となったというのは、ご承知の通りです。今回公布された条文では、「当該外国人が送出機関に支払った費用の額が、育成就労外国人の保護の観点から適正なものとして主務省令で定める基準に適合していること」、「育成就労計画に記載された報酬の月額に二を乗じて得た額を超えないこと」と記載されています。

同施行規則で提示されている「育成就労計画」の様式を見ると、次頁の通り受入企業(育成就労実施者)の名前で申請頂くその育成就労計画の中に、「11. 送出機関に支払った費用」として、以下のように二つの金額を記入する欄が設けられています。

(A) 育成就労外国人が送出機関に支払った費用の合計

(B) 育成就労実施者が監理支援機関に支払う送出管理費相当額

つまり、ここで記載する金額 A が同申請書に記載する給与額の2倍以内になっていなければ申請は許可されないということになります。更に、受入企業が支払う2か月分を超える金額 B についても記載が必要となっています。

将来発生することが危惧されるリスク

これまでの技能実習制度においては、技能実習計画自体にこの訪日前手数料に関する記入欄は存在せず、技能実習計画の参考様式 1-21 として、監理団体が作成した「本国で支払った費用の明細書」を添付するだけで済みました。一方、新制度では記入欄が育成就労計画本体に含まれたことで、この訪日前手数料に関する申請内容を確認し申請する責任を受入企業が直接負うこととなりますので、労働者が負担した金額を過少申請するなど、申請した金額に万が一事実と異なる内容が含まれてしまった場合には、その責任を受入企業が全て負うこととなります。では具体的にどのような事態が予想されるのでしょうか？

- ① 何かのきっかけで、申請額よりも多い金額を外国人労働者が負担していたことが発覚する
- ② 通報されるか、或いは自ら公表せざるを得なくなり、当該育成就労計画が取り消される。計画の認定取消の事実が公表され、事業者名が周知の事実となる(育成就労法 16 条 2 項)

育成就労計画の一部(抜粋)	
II 送出機関に支払った費用	・ 育成就労外国人が送出機関に支払った費用の合計 (円)
	・ 育成就労実施者が監理支援機関に支払う送出管理費相当額 (円)

- ③ 取消された育成就労計画が実施できなくなる
- ④ 取消を受けた育成就労実施者が受け入れている全ての育成就労生を含む外国人労働者が就労継続できなくなる。
- ⑤ 取消を受けた日から5年間新たな育成就労を含む外国人受入れの在留資格の認定が受けられなくなる(育成就労法 10 条 7 号等)
- ⑥ 外国人労働者への依存が大きい場合には、操業の継続が危ぶまれる事態にもなりかねない

以上のように、この問題は企業のブランドに傷をつけるだけでなく、今後外国人労働者の受け入れもできなくなり、場合によっては操業継続が危ぶまれるような事態にもなりかねない、大変大きな影響が起り得る性質のものであることがお判り頂けたと思います。

FERI(公正で倫理的なリクルート)とは？

JP-MIRAI では、公正で倫理的な国際労働移動を実現する為に、送出機関・斡旋機関・使用者(受入企業)・労働者という関係する全てのステークホルダーの役割と負うべき責任を規定した「FERI ガイドライン」(弁護士法人 Global HR Strategy 弁護士杉田昌平様作成)に基づき、公正で倫理的なリクルートの仕組みを構築しています。JP-MIRAI が①誓約書、②求人票毎に社労士会連合会のご協力による全数確認、そして③外国人労働者の来日後に一人ずつモニタリング調査を行う、といった3段階の確認を経て、確かに FERI ガイドラインに沿った倫理的なリクルートが行われたことを認証する仕組みです。

この規範の中心的なものが、来日前のリクルート費用を日本側の受入企業が負担することであり、「いかなる労働者も仕事のために費用を支払うべきではない」というILOの原則に基づいています。更に、送出国側での dark cost と呼ばれる違法なコストの発生が防止できることや、問題があった場合に我々の救済メカニズムにより外国人労働者を支援・救済できる点も重要な特徴です。つまり、FERIに参加することで、外国人労働者は借金を背負うことなく来日でき、受入企業は国際的な「ビジネスと人権」の規範を実践することになります。

FERI 活用による計画取消リスクの回避

FERI では、参加する送出機関に送出業務に必要な費用を予め Web 上で公表してもらうことになっています。また、FERI においては、求人票において、外国人労働者の負担額を明示することとなっており、このルールを送出機関が守り、残額を送出機関からの請求に基づいて受入企業様が直接支払うことにより、労働者の負担軽減が可能となります。外国人労働者の来日後にも支払った金額の確認を個別に行ないますので、育成就労計画書に記載された金額の A 及び B について、正しい金額であることを事前にも事後にも確認可能です。是非、FERI の活用をご検討ください。

詳しくは以下へお問い合わせください。

一般社団法人 JP-MIRAI 事務局 FERI 担当
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-5
✉ ferim@jp-mirai.or.jp

